乙第 / 2 号証

(平成53年12月31日まで)
警察庁丙規発第3号

各地方機関の長 各都道府県警察の長 (参考送付先) 本庁各局部課長 各付属機関の長 警察庁丙規発第3号警察庁丙交企発第10号平成23年2月4日警察庁交通局長

原議保存期間30年

「交通規制基準」の改正について

交通規制を実施する場合の標準については、「交通規制基準」(平成11年10月25日付け 警察庁丙規発第28号、丙都交発第21号別添)により示しているところであるが、このた び、同基準の全面的な見直しを行い、別添1のとおり改正することとした。

都道府県警察においては、原則として本通達による改正後の「交通規制基準」に準拠して交通規制を実施することとし、道路標識等のより一層適正な設置及び管理に努められたい。

なお、別添2に掲げる通達は廃止する。

	本	件 担 当	
	石川警視	全 般	800-5185
交通規制課	新井警部	全 般	800-5186
	沢田警部	一般規制に関すること	800-5182
	草野技官	速度規制(高速自動車国道等を除く。) 及び自転車の通行方法に関すること	800-5183
	大浴警部	駐車に関すること	800-5193
交通企画課	原田警部	高速自動車国道等の規制に関すること	800-5094

別添2

日付	文書番号	件名
H11. 10. 25	警察庁丙規発第28号、 丙都交発第21号	交通規制基準の制定について
H21. 10. 29	警察庁丙規発第23号	「交通規制基準」の一部改正について
H22. 8. 19	警察庁丙交企発第102 号、丙規発第15号	「交通規制基準」の一部改正について
H22. 12. 17	警察庁丙規発第22号	「交通規制基準」の一部改正について

1

交通規制基準

		目	次	
第1章	総則		第20	牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間・- 98
第1	目的·····	1	第21	路線バス等優先通行帯・・・・・・・ 99
第2	適用	1	第22	専用通行帯(普通自転車専用通行帯を除く。) ・・101
第3	定義	1	第23	普通自転車専用通行帯・・・・・・103
第2章	交通規制総則		第24	進行方向別通行区分·····108
第1	交通規制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	第25	進路変更禁止・・・・・107
第2	道路管理者等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	第26	進行方向・・・・・・108
第3	国家公安委員会指示事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10	第27	導流帯・・・・・・109
第4	警察庁に対する事前協議等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11	第28	立入り禁止部分・・・・・・111
第5	規制業務推進上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12	第29	停止禁止部分······112
第6	効果測定の実施と交通規制の見直し・・・・	13	第30	安全地帯及び安全地帯又は路上障害物に接近・・114
第3章	道路標識等設置・管理基準総則		第31	路面電車停留場116
第1	道路標識等設置・管理の基本原理・・・・・	18	第32	軌道敷内通行可・・・・・・117
第2	道路標識及び道路標示の設置区分	18	第33	最高速度(区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。)・・118
第3	道路標識等の設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	第34	最高速度 (区域)122
第4	道路標識等の管理基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45	第35	最高速度(自動車専用道路及び高速自動車国道)・・124
第4章	交通規制の実施基準及び道路標識等の設置基準		第36	最低速度・・・・・・127
第1-	1 通行止め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49	第37	転回禁止・・・・・・128
第1-	2 車両通行止め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50	第38	車両横断禁止・・・・・131
第1-	3 二輪の自動車以外の自動車通行止め・・	51	第39	右左折の方法・・・・・・132
第1-	4 大型自動車等通行止め・・・・・・・・・	52	第40	原動機付自転車の右折方法 (二段階)・・135
第1-	5 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め・・	53	第41	原動機付自転車の右折方法 (小回り)・・137
第1-	6 二輪の自動車・原動機付自転車通行止め・・	54	第42	優先道路·····138
第1-	7 軽車両通行止め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55	第43	前方優先道路·····139
第1-	8 各種通行止め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56	第44	徐行140
第1-	9 路線バス等以外の車両通行止め(路線バス等専用道路)・・	57	第15	一時停止・・・・・・141
第1-	10 歩行者通行止め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58	第46	停止線・・・・・・・143
第1-	11 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止・・	59	第47	駐車禁止・・・・・・145
第1-	12 自転車用道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60	第48	駐停車禁止・・・・・148
第1-	13 自転車及び歩行者用道路・・・・・・・・	61	第49	時間制限駐車区間・・・・・・149
第1-	14 歩行者用道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62	第50	駐車余地・・・・・・151
	一方通行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第51	駐車方法の指定・・・・・・152
	指定方向外進行禁止		第52	駐車可153
	重量制限及び高さ制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第53	停車可・・・・・・155
	路側帯、駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯・		第54	高齡運転者等標章自動車駐車可156
	横断歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第55	高龄運転者等標章自動車停車可157
	横断歩道又は自転車横断帯あり・・・・・・・		第56	高龄運転者等専用時間制限駐車区間・・・・158
	斜め横断可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第57	警笛鳴らせ及び警笛区間・・・・・・159
	歩行者横断禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第58	普通自転車歩道通行可、普通自転車の歩道通行部分・・161
	中央線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第59	並進可・・・・・・163
第11	中央線の変移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83	第60	自転車横断帯・・・・・・164
第12	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止・	85	第61	普通自転車の交差点進入禁止・・・・・166
	追越し禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第62	優先本線車道 · · · · · · · · 167
	右側通行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第63	規制予告・・・・・・168
	本両通行帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		参考	区域を定めて行う規制・・・・・171
	車両通行区分·····		参考	左折可173
第17	特定の種類の車両の通行区分の指定 (一般道路)・・	94		
第18	特定の種類の車両の通行区分の指定(高速自動車国道等)・・	96		

第19 牽引自動車の高速自動車国道通行区分の指定・97

最高速度(区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。) 区間を指定して行う最高速度の規制は、車両の最高速度を指定し、均一な交通流を確保する 規制目的 ことにより、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通に起因する障害を防止する。 法第22条 標識 最高速度 323 50 50 特定の種類の車両の最高速度 323の2及び503-A 根拠等 標示 最高速度 105 大阪 一般道路(生活道路及び自動車の通行機能を重視した構造の道路を除く。)は、下記の基 準速度一覧表により、基準速度を設定する。 基準速度一覧表 区分 地域 車線数 中央分離 歩行者交通量 基準速度 多い 40km/h 1 2 車線 2 少ない 50km/h 市 多い 50km/h 3 あり 街 4 少ない 60km/h 地 4 車線以上 50km/h 5 多い なし 50km/h 6 少ない 7 多い 50km/h 2車線 制 60km/h 少ない 8 非 9 多い 60km/h 市 あり 実 街 60km/h 10 少ない 4車線以上 地 11 多い 50km/h 121. 施 規制速度 12 少ない 60km/h の決定方

· 市街地: DID (人口集中地区)、非市街地: DID以外

法

基

準

・車線数:上下線の合計。3車線の場合は、2車線の基準速度に準じて設定する。

・中央分離:物理的施設(縁石、柵等)により判別し、チャッターバーやポストコーンによ るものは「分離なし」とする。

・歩行者交通量:規制速度決定時点で最新の道路交通センサスのデータを使用する。

なお、道路交通センサスのデータがない道路においては、実測によるもの とし、新設道路においては道路交通環境が類似した道路の歩行者交通量を 参考とすること。

- ・歩行者交通量多い:市街地701人/12h以上 非市街地:101人/12h以上
- ・歩行者交通量少ない:市街地700人/12h以下 非市街地:100人/12h以下
- 2 基準速度一覧表で設定した基準速度を最大限尊重しつつ、下記の補正要因の例示を参考に し、現場状況に応じた補正を行い、原則として基準速度から±10キロメートル毎時の範囲で 規制速度を決定する。

なお、この場合において、現行規制速度が実勢速度(85パーセンタイル速度*1)と乖離(お おむね20キロメートル毎時以上)している道路においては、適切な規制速度となるように検 討すること。

- 3 生活道路*2における速度規制については、歩行者・車両の通行実態や交通事故の発生状 況を勘案しつつ、住民、地方公共団体、道路管理者などの意見を十分に踏まえて、速度を抑 えるべき道路を選定し、このような道路の最高速度は、30キロメートル毎時を原則とする。 なお、その場合には、関係機関との連携による物理的デバイスの設置を併せて検討した上 で、実施すること。
- 4 自動車の通行機能を重視した構造の道路*3で、かつ安全が確保された道路における最高 速度は、70キロメートル毎時以上を原則とする。

85パーセンタイル速度*1:ある区間を走行する車両の速度を低い順番から並べた場合に、全 体の85%が含まれる速度の値

			の危険因子が少ない自動車の走行性を重視し 路		
	補正要因の例示				
	補正の観	中ではなり方がルマイケ	-ス 基準速度を上方補正するケース		
	安全の確		交通事故が少ない 重大事故の発生割合が低い		
規制速度 の決定方	生活環の保	世学終である	人家、商店が少ない 通学路でない		
法	道路構	歩道が設置されていない 視距が確保されていない 道路線形が悪い 路肩が確保されていない	歩道が設置されている 視距が確保されている 道路線形が良好である 路肩が確保されている		
	沿道状	祝	沿道出入口が少ない 交差点間隔が長い		
	交通特	大型車混入率が高い 生 歩行者・自転車が多い 実勢速度が低い	大型車混入率が低い 歩行者・自転車が少ない 実勢速度が高い		
	度は指定し	Eしないこと。一般道路においては、 ないこと(自動車の通行機能を重視	、原則として30キロメートル毎時未満の最高原則として70キロメートル毎時以上の最高速した構造の道路は除く)。		
留意事項	ず場(1) 3 4 3間 よ に 調かは高供一般に付其ではでは、近月般に付其ではでは、一部がは高供一般、制路定間運一意がに行道する対域、対路で間運一意がにできます。	該当する一般道路は、高速自動車国 最高速度60キロメートルの毎日の一般道 最高速度60キロメートルの一般 国立地を関内の一部は最高 関連国道等と接続している。 を関連のの一部は、 を関連ののでは、 ははのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	路 60キロメートル毎時を超える規制が行われて、道路交通状況により必要な場合は、昼夜別とができる。 、冬期における恒常的な路面の圧雪・凍結の大等により特に必要がある道路については、 上げ、引下げの規制は、原則として可変標識 、交通流に影響を及ぼすことから、規制区間 は、その斉一化のため、都道府県警察相互間		

			11 70キロメートル毎時以上の最高速度を指定する場合は、交通事故発生状況を考慮するとともに、原則として歩行者、軽車両及び原付の通行止め規制を実施すること。 12 昼夜別速度規制については、下記の昼夜別速度規制実施基準により実施すること。	
			昼夜別速度規制実施基準	
規制寒施基準	留意	(事項	1 山間部のカーブ等において夜間の交通事故が多発し、又は多発するおそれがあり、夜間の速度を引き下げる必要がある道路 2 騒音、振動等道路の交通に起因する障害があり、夜間における静穏な生活環境を保全する必要がある道路 3 道路照明がない等の理由で道路構造上危険な場所及びその前後の区間で、夜間の速度を引き下げる必要がある道路 4 速度規制の見直し等によって、昼間に限って速度を引き上げる必要のある道路 1 昼夜別速度規制は、原則として昼間に対して夜間の速度を引き下げるものとし、その速度差は10キロメートル毎時を基準とする。 2 昼夜別速度規制は、あらかじめ内部に記憶している日出、日没の時刻により、自動的に標識の表示を2通りに可変する機能を有する道路標識を設置して行うものとする。	
			1 各都道府県の日出及び日没の具体的時刻は、都道府県庁所在地における時刻 (ただし、北海道は、釧路及び北見方面では根室の時刻、札幌、函館及び旭川 方面では札幌の時刻)とする。 2 昼夜別速度規制区間の前後における速度規制は、原則として昼夜別速度規制 区間の昼間の速度規制と同一とすること。 3 昼夜別速度規制は、速度規制区間における可変標識の一体的運用が必要であ るので、定期的な点検整備と日常における点検を徹底し、適正な保守管理に努 めること。	
· 設	道	設置場所		
置基準	路標識	設置方法		

